

(写)

令和6年8月8日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 倉崎 哲矢

沼尾 史久

労働者代表委員 櫻井 由紀夫

使用者代表委員

竹 村 進

山 口 正 巳

井 出 康 弘

聲 山 典 生

山 岸 章